

## 「学校法人部門」と「学校法人共通」について

第4回本WG(R6.7.4)において示した「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について(たたき台)」のうち「学校法人部門」と「学校法人共通」に関し、「特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケース」として、例えば学校法人の戦略的な取組として複数の学校種にまたがる事業などの取扱いについていずれに整理すべきかといった議論があった。

これを踏まえ、両者の在り方に関する対応案について検討頂きたい。

### 「学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について(たたき台)」

#### ・「学校法人部門」の定義

「その他」に区分される学校法人部門の業務については、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」(文管企第250号昭和55年11月4日文部省管理局長通知)に以下のとおり示されており、今般の改正によってもこの区分の妥当性は変わらないと考える。よって、「学校法人部門」の対象範囲は、引き続き以下とする。

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること(他の部門の所掌に属するものを除く。)
- カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

#### ・「学校法人共通」の定義

各学校法人の運営実態に基づき、特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケースがあり、学校法人の判断により必要とされる場合、「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。

### <案1>

**「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」を基にした「学校法人部門」の定義を修正し、「学校法人共通」は設けない。**

## 【「学校法人部門」の定義の修正案】

- ア 理事会及び評議員会等の**運営**に関すること
- イ 役員等の庶務**及び活動全般**に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
- エ 法人主催、**あるいは法人が中心となって企画する事業及び**会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
- カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定**及び運営**に関すること
- キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

## (頂いたご意見)

- ① 「特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケース」について「学校法人共通」を設けて計上するというのは、「学校法人」部門への計上の方法について、詳細に示したという「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」の趣旨に反する。
- ② 「特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケース」についても、「ケ 他  
の部門の業務に属さない事項の処理に関すること」により整理は可能。
- ③ 「学校法人共通」という概念を設けることにより、実務が混乱しかねない。
- ④ （キについて）学部等の新設や改組については、学校法人の経営施策の一環であり、既存の学部等の収支の中に含めるのはおかしい。

## &lt;案2&gt;

「学校法人部門」の定義は「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」のアからケを原則として維持するとともに、「学校法人共通」を設ける。各学校法人の運営実態に基づき、特定のセグメントに帰属させることが困難な特殊なケースで学校法人の判断により必要とされる場合には、「学校法人共通」に計上することができることとする。

## (頂いたご意見)

- ① 学校法人全体でのセグメントを超えたプロジェクトや施策の重要性が増しており、それらを各セグメントに切り分けるというのは難しい。「学校法人共通」を設けることにより、法人の実務が非常にやりやすくなる。

- ② (キについて) 学部等の新設や改組は、セグメント (大学) が負担するというような考え方もあり得る。
- ③ (ケについて) 学校法人部門以外に属さないものをケに計上できるが、それとは別の選択肢として、セグメントを横断的にカバーするような「学校法人共通」が必要ではないか。

【参考】「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(文管企第 250 号 昭和 55 年 11 月 4 日 文部省管理局長通知)

### 3. 「学校法人」部門の取扱い

(1) 「学校法人」部門の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
- イ 役員等の庶務に関すること
- ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
- エ 法人主催の行事及び会議に関すること
- オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)
- カ 法人運営の基本方針 (将来計画、資金計画等) の策定事務に関すること
- キ 学校、学部・学科 (学部の学科を含む。) 等の新設事務に関すること
- ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
- ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

【参考】「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」(令和 6 年 1 月 31 日) <18 ページ>

#### ウ セグメント区分方法の考え方と具体的な内容

- 具体的なセグメントについては、各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき表示する。ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
  - ① 私立大学 (短期大学を含む)、私立高等専門学校
  - ② ①以外の私立学校 (高等学校、中学校、小学校、幼稚園)、私立専修学校及び私立各種学校
  - ③ 病院
  - ④ その他 (学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通)
- 「学校法人共通」の区分を設け、法人事務局における収支のほか、学校等の各セグメントに配分しなかった収支を計上することができる。